

報道関係者各位

令和6年6月12日

熱中症を予防する新たな取組について

近年、全国的に熱中症による死亡者数の増加傾向が続く危険な状況を受け、国では「気候変動適応法」を改正し、熱中症を予防する取り組みが強化されました。市でも、次のとおり国と連動した取り組みを行い、熱中症対策を実施します。

1 「熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)」の発令

改正気候変動適応法により、暑さ指数の予測値が35以上になった場合に発表される「熱中症特別警戒アラート」が発令されたら、ホームページ、メール配信、防災行政無線などでお知らせし、より強力的かつ確実な熱中症対策を促します。

※熱中症特別警戒アラートの発令基準

京都府内の全ての暑さ指数情報提供地点(8地点)で、翌日の最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合

(WBGTとは、暑さをどれくらい感じるかを示す数字のことです。天気や風の影響などを考慮して計算されます。)

※尚、暑さ指数が33(予測値)に達する場合の「熱中症警戒アラート」についても引き続き発令されます。

2 「クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)」の開設について

熱中症特別警戒アラート発表時に一時的に暑熱から避難するためにクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を開設します。

◆運用期間

令和6年6月12日(水)～ 令和6年10月23日(水)

◆クーリングシェルター指定施設

11施設

※詳細は別紙のとおり



← このマークが目印です



SDGs 未来都市

舞鶴市 生活環境課 田中、河崎

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-1064 (内線: 1291)、FAX: 0773-62-9891

E-mail: kankyou@city.maizuru.lg.jp